

平成 24 年 第 4 回 福生市議 会定例会のお知らせ(予定)

ぜひ、傍聴にお越しください。

- 【定例会日程】 12月4日(火) 21日(金)
【本会議】 12月4日(火) 7日(金)・21日(金)
【常任委員会】 12月11日(火) 13日(木)

【開会時間】 午前10時

なお、常任委員会は、開会后、現地視察がある場合もあり...

本会議のライブ映像及び録画映像をインターネットで配信しています。

【問合せ】 議会事務局庶務係 551・1523

安全安心まちづくり

◆年末も「空き巣狙い」「ひったくり」「すり」に注意!

年末は外出する機会が増え、人出も多くなるため、空き巣狙い、ひったくり、すりの被害が増える時期です。

○道を歩くときはバッグを車道の反対側に持ち、後方に自転車やオートバイの気配を感じたら振り返って確認する...

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」をご利用ください

り防止カバー・ネットをつける。

○人ごみではバッグを脇に抱えるなど、常にしっかりと持つ。

※不審な人を見かけたら、迷わず警察(☎110)へ。【問合せ】 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691

Table with 4 columns: 市内の地区別, 面積(km2), 空き巣狙い, ひったくり. Includes data for various districts like 本志町, 武蔵野台, etc.

TOKYO交通安全キャンペーン

【期間】 12月1日(土)〜7日(金) 【スローガン】 「やさしさが 走るこの街」

この道路「交通安全」の目的 交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、年末期の交通事故防止及び渋滞防止を図ることを目的としています。



- ①高齢者の交通事故防止
②自転車の安全利用の推進
③飲酒運転の根絶

④二輪車の交通事故防止
⑤違法駐車対策の推進

例年、この時期は薄暮時間帯の交通事故が増える傾向にあります。自動車の前照灯は早めに点灯しましょう。

暖房器具の火災を防ごう!

暖房器具による火災を防ぐために、次のことに気を付けてください。

- ストーブ・ファンヒーターの上で洗濯物を乾燥すると、落下したとき火災になる恐れがあるので行わない。また、スプレー缶なども近くに置かない。

○寝るときや外出するときは必ず火を消す。
○石油ストーブの給油をするときは火を消してから行う。また、カートリッジタンクの口金は確実に締まったことを確認してからセットする。

【問合せ】 福生消防署予防課 ☎552・0119

12月4日〜10日は 第64回人権週間

○人権パネル展 著名人からの人権に関するメッセージなどを展示。

【掲示期間】 12月4日(火)〜10日(月)

【場所】 市役所第一棟1階情報スペース ※日曜閉庁

○人権の上相談 人権擁護委員による相談

を毎月第一水曜日の午後1時30分〜4時30分、市役所1階第1相談室で行っています。 ※予約制

【福生市人権擁護委員】 石川好男氏、中西弘氏、島田しのぶ氏

【問合せ・予約】 秘書広報課 広報広聴係 ☎551・1529

○トーク&コンサートと映画の集い

【日時】 12月6日(木)午後1時30分〜4時40分 (開場1時)

【場所】 昭島市民会館大ホール ※先着1,200人、直接会場へ。

▼講演ライブ「心の握手」こんな自分と思わずに今の自分にできること」

【出演】 増田太郎氏(盲目のヴァイオリニスト)

▼映画上映「その街のことも」

※手話通訳、要約筆記あり

【主催】 東京都人権啓発活動ネットワーク協議会・昭島市

【問合せ】 昭島市企画部企画政策室 ☎544・5111

○夜間人権ホットライン 弁護士による夜間電話法律相談を実施します。

【日時】 12月7日(金)午後5時〜8時

【相談電話番号】 ☎03・5824・9486、☎03・5824・9487

【相談時間】 一人10分程度 ※費用無料、秘密厳守

【問合せ】 (公財) 東京都人権啓発センター ☎03・3871・0212 または ☎03・3876・5373

東京都知事選挙・衆議院議員選挙 12月16日(日)

—ここの都知事は、私が選ぶ—

- ▼東京都知事選挙
▼衆議院議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査

【投票日】 12月16日(日)

【投票時間】 午前7時〜午後8時

【投票場所】 市内各投票所

◆期日前投票…投票日当日、投票に行けない方

【投票期間】

▼東京都知事選挙: 11月30日(金)〜12月15日(土)

▼衆議院議員選挙: 12月5日(水)〜15日(日)

◆寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。また、政治家が選挙区内の人に答礼のための自筆によるものを除き、年賀状などの時候のあいさつ状を出すことや、病気見舞い、秘書等が代理で出席する場合の結婚祝いや葬儀の香典、花輪、落成式、お中元やお歳暮、お祭りへの寄附や差し入れ、町内会等の催しへの寸志や飲食物の差し入れなども禁じられています。また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。

【各種団体へのお願い】

町会や自治会など各種団体が会合を開催するにあたり、政治家へ案内状を出す際は、会費(提供される料理代等に見合う実費程度)の明記をお願いします。

【問合せ】 選挙管理委員会事務局 ☎551・1802



日(日)※国民審査の投票は12月9日(日)からです。

【投票時間】 午前8時30分〜午後8時

【投票場所】 市役所第二棟1階(郵便局側入口付近)

【投票に必要なもの】 入場整理券か、本人の確認ができるもの

【問合せ】 選挙管理委員会事務局 ☎551・1802

市民契約保養施設のご案内

市民の皆さんが、指定された宿泊施設を利用する場合、宿泊費の一部を市が助成します。

【利用方法】 ①下表の申込み先(旅行業者など)へ宿泊の予約をしてください。利用料金などは、指定旅行業者にお問い合わせください。

※施設のパンフレットや利用方法は、指定旅行業者、または総合窓口課にお問い合わせください。②総合窓口課(市役所1階)で利用申請書を記入のうえ提出して利用券を受け取ってください。

【助成金】 大人3,000円、小人2,000円 ※民宿は大人・小人とも

2,000円。「小人」は4歳以上から小学6年生までです。

【助成対象者】 申請する6か月前から引き続き市内に住所を有し、住民基本台帳に記載されている方。 ※18歳未満の方だけで利用する場合は、保護者の同意が必要。

【利用券の交付枚数】 利用券の交付は1泊につき1枚で、市民一人当たり同一年度(4月から翌年3月末まで)1枚までです。

詳しくは総合窓口課のパンフレット、または市ホームページをご覧ください。 ※利用申請の際、本人確認書類(運転免許証、保険証等)をご持参ください。

【問合せ】 総合窓口課 ☎551・1595

Table with 2 columns: 宿泊施設, 予約申込み先. Lists facilities like 旅館・ホテル・民宿, 保養所, かんぽの宿, and their respective booking agents.

費用の記載のない事業は無料です

